#### 事業継続力強化支援事業の目標

#### I 現状

#### (1) 地域の概要

当商工会地域を含む三原市は、広島市から東へ約 60 km離れており、南部には二級河川沼田川の流域周辺の平野に加え、瀬戸内海と山地に挟まれた帯状の平野が広がり、北部には世羅台地の一部を成す山地があるなど、丘陵と平地が広がっており、面積は約 471 kmである。

気候は多照寡雨といった瀬戸内式気候区に属し、総じて暮らしやすい気候である。年間平均気温は、南部で 15  $^{\circ}$   $^{\circ}$ 

市内には広島空港・山陽自動車道・山陽本線・山陽新幹線などの交通機関・施設があり、空と陸の交通の要衝である。

なお、現在の三原市は、平成 17(2005)年3月22日、当時の三原市、豊田郡本郷町、御調郡久井町及び賀茂郡大和町の1市3町による新設合併により誕生し、その3年余り後の平成20年4月に、当時の本郷町商工会、久井町商工会及び大和町商工会が合併し、当商工会が発足した。

#### (2) 地域の災害リスク

#### (洪水:ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当商工会の本所が立地する本郷地域では、2 mを超える浸水が予想されているほか、商店街は完全に被害に見舞われ、東西の商業施設も同等の被害が予想されている。また、5 mを超えて水没する地域もあり、本郷地域では居住・生活拠点のほとんどが水没すると予想されている。

### (土砂被害:ハザードマップ)

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターのHPによると、広島県の地質は、酸性岩が広く分布し、花崗岩・花崗班岩がその主なものである。花崗岩は県内面積の約 40%を占めて最も広く分布し、花崗岩類・流紋岩類など火成岩類の分布面積の合計は県内面積の約 70%に達している。花崗岩は風化すると「真砂土」となるため、土砂災害が発生しやすい。

当市のハザードマップによると、幹線道路(本郷~久井、本郷~大和線)に土砂滑り等の土砂被害が生じ、地域間で交通が遮断される可能性がある。

## (地震:地震調査研究推進本部事務局)

南海トラフ地震が 30 年以内に 70%~80%程度の確率で発生し、そのマグニチュードは8~9 クラスに及ぶと予想されている。加えて、南西諸島海溝周辺(安芸灘~伊予灘~豊後水道)を震源とする地震が 30 年以内に 40%程度の確率で発生し、そのマグニチュードは、6.7~7.4 クラスと予想されている。

#### (その他)

市内の沼田川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成30年7月に発生した豪雨災害は、大雨による洪水、土砂災害等により、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この豪雨災害により、当市では、総数2,892棟うち住宅は1,543棟が浸水し、道路被害は1,100箇所にのぼった。沼田川が支流8カ所で決壊し、うち7カ所は合流箇所付近であった。

「地域の災害リスクを早期に情報収集のための、防災関連サイト」

· 広島県防災 Web (土砂災害警戒区域等、浸水想定区域図、水防情報、河川防災) http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/

・気象庁防災情報(大雨・洪水警報の危険度分布) http://www.jma.go.jp/jp/yoho/

・地震情報(気象庁)

https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/19/

・三原市危機管理課(市内の情報、三原市ハザードマップ) https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/19/

# (3) 商工業者の状況 (平成26年度経済センサス活動調査)

・商工業者数

911人

小規模事業数

747人

## 【内訳】

T L J D/C J					
業種		商工業者数	小規模	備考(事業所の立地状況等)	
			事業者数		
商工業者	建設業	115	94	当地域の基幹産業	
	製造業	115	94	食料品製造業が分布	
	運輸業	60	49	全体に分布	
	卸小売業	283	232	商店街の分布	
	飲食サービス業	248	204	郊外に分布	
	その他	90	74		
	合 計	911	747		

# (4) これまでの取組

- 1) 当市の取組
  - ・防災計画(平成17年6月)策定 毎年度、国・県の動向及び市の体制等を反映し改定
  - ・災害訓練の実施

職員訓練 水防訓練・災害対応力ともに年 1 回実施 出前講座 平成 29 年:55 件 平成 31 年:100 件

# 2) 当会の取組

・平成30年7月の西日本豪雨災害復旧のための補助事業の取組み

項目	内 容	備考		
広島県中小企業等グループ施設等	中小企業等グループの構成員	事業に要する経費		
復旧整備補助事業復興事業計画	101 社	396 千万円		
	(令和元年 12 月 5 日現在)	補助金申請額		
		284 千万円		
H30 年度被災地支援 小規模事業	25 件	上限 200 万円(国)		
者持続化補助金	9件(追加分)	上限 25 万円(県)		
		(補助率 3/4)		

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知(毎年9月ごろ実施予定)
- ・事業者BCP策定セミナーの開催(毎年11月ごろ実施予定)
- ・広島県共済と連携した損害保険への加入促進(毎年12月ごろ啓蒙チラシを送付)
- ・三原市との提供による防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)の情報提供

- ・三原市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・LINWORKS の活用(商工会連合会の非常時連絡網)

令和2年度BCPセミナーの参加者数

業種	申込者	BCP作成者		
建設業				
製造業	1	2		
運輸業	1			
卸小売業	2			
飲食サービス業	1			
その他				
合計	5	2		

※BCP作成者は、当会が把握している数であり実際とは相違がある。

#### Ⅱ 課題

- (1) 商工会に関すること
  - ・現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。
  - ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。
  - ・災害後に、地域の災害状況を収集する連絡網や防災時に復旧に必要な機材が整っていない。
  - ・事業者によるBCPの作成・整備の状況が不十分である。
- (2) 中小・小規模事業者に関すること
  - ・BCPの作成意欲が乏しい。
  - 災害に対応できる損害保険の加入情報が把握できていない。
  - ・緊急連絡先の把握ができていない。

## Ⅲ 目標

- (1) 地域内の小規模事業者に災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- (2) 災害時における連絡調整を円滑に実施するため、当会と当市との間における災害情報報告ルートを構築する。
- (3) 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- (4) 事業者のBCP作成支援
  - ・小規模事業者を中心とした作成支援を行う。令和2年度に実施するBCPセミナー参加者から令和3年度4社の作成を支援する。
  - ・令和4年以降、周知チラシ及びBCPセミナーにおいて啓蒙活動を行い、事業者の機運を高めながら作成支援を行う。
  - ・当会地域の状況(セミナーの参加状況、BCP作成企業数)と取組を基に検討した結果、5年間で25件の成果目標とする。

業種		商工業 小規模		BCP作成目標(単位:社)				
		者数	事業者数	R3	R4	R5	R6	R7
商工業者	建設業	115	94	0	2	1	1	2
	製造業	115	94	1	1	2	2	2
	運輸業	60	49	1	1	1	1	1
	卸小売業	283	232	1	0	1	1	1
	食品サービス業	248	204	1	1	2	1	1
	その他	90	74	0	0	0	0	0
	合計	911	747	4	5	5	6	7

# ※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

#### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和3年4月1日~令和8年3月31日)

# (2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### 〈1. 事前の対策〉

- ・三原市と協議を行い、当会が実施可能な支援の整理を行う。また、商工会BCPマニュアル により災害発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようする。
- ・年間1回、三原臨空商工会BCPマニュアルで災害発生時に混乱なく対応できるよう職員間で研修を行う。

### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害 保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- ・小規模業者に対し、BCP (即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性 のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の 施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

#### 2) 商工会自身の事業継続力計画の作成

・当会は、令和2年度事業継続計画を作成(別添のとおり)。

# 3) 関係団体等との連携

- ・広島県中小企業企業共済協同組合及び全国商工会連合会連合会が協定を結んだ損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外にも対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催

# 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
- ・三原市事業継続力強化支援会議(構成員:当会、当市)を開催し、状況確認や改善点について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害(マグニチュード 5.7 の地震)が発生したと仮定し、当市との連携ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

#### 〈2. 発災後の対策〉

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、 下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

(LineWorks 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況 (家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全 確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

#### 被害規模の目安は以下を想定

次日が戻り 日文 はの十 と心た			
大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「ガラスが割れる」 等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業者で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」 等、大きな被害が発生している。		
	・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交 通網が遮断されており、確認が出来ない。		
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」 等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」 等、大きな被害が発生している。		
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。		

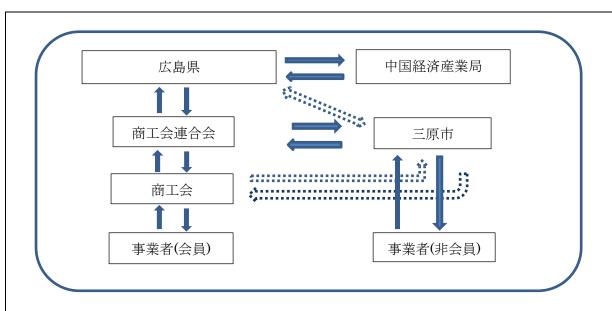
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後~2週間	1日に2回共有する
2 週間~4 週間	1日に1回共有す
4週間~2ケ月	1日に1回共有する
2カ月~3ケ月	2日に1回共有する

#### 〈3. 発生時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う ことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、 あらかじめ確認しておく。
- ・(商工会の場合)当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を 活用し、三原市の商工担当部署と情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



# 〈4. 緊急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、三原市と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相 談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場合において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な災害事業者施策(国や都道府県、市町村の施策)について、地区内小規模事業 者等へ周知する。

### 〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・三原市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や三原市、全国商工会連合会に相談する。

# ※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

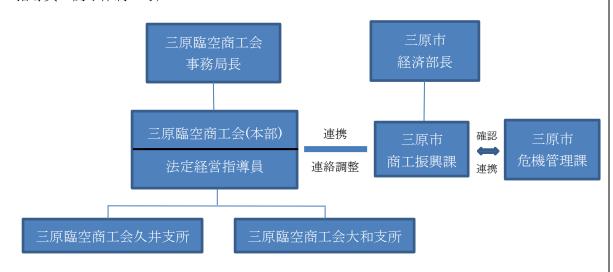
#### (別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

#### 事業継続力強化支援事業の実施体制

( 令和4年6月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営 指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ①当該経営指導員の氏名、連絡先 0848-86-2238 藤井 忠昭
- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
  - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
  - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 商工会、関係市町連絡先
- ①商工会
  - 三原臨空商工会 経営支援課

〒729-0417 広島県三原市本郷南六丁目3番26号

Tel: 0848-86-2238 / Fax: 0848-86-3130

E-mail: mihararinku@hint.or.jp

②関係市町

三原市役所 商工振興課

〒723-86-01 広島県三原市港町三丁目5番1号

Tel: 0848-67-6072 / fax: 0848-86-4103 E-mail:shoko@city.mihara.hiroshima.jp

# ※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

# (別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要	な資金の額	260	210	260	210	260
	• 専門家派遣費	100	100	100	100	100
	• 協議会運営費	10	10	10	10	10
	・セミナー開催費	100	100	100	100	100
	・パンフ、チラシ作成費	50	0	50	0	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、三原市補助金、広島県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

# (別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(該当なし)
連携して実施する事業の内容
2
3
•
•
•
連携して事業を実施する者の役割
•
•
•
連携体制図等
$\Box$
2
3